

解脱山光輪寺共同墓規約

(目的)

第1条 この規約は、光輪寺共同墓の管理・使用に関する基準を定め、その管理・使用の適正を図ることを目的とする。

(管理)

第2条 光輪寺共同墓は、光輪寺住職がこれを管理する。

(納骨)

- 第3条
- 1 原則、光輪寺門信徒であるものとする。
 - 2 所定の様式（納骨申込書）にて申し込み、管理者の承諾を得て納骨を行う。
 - 3 納骨された故人を共同墓納骨名簿に記録し、これを保管する。
 - 4 納骨された遺骨は、理由の如何を問わず返還することはできない。
 - 5 遺骨が多い（骨箱が複数ある）場合、本願寺大谷本廟祖壇に分骨する。
 - 6 改葬の場合、改葬許可証を添付すること。

(納骨懇志)

第4条 光輪寺共同墓納骨に際し、1故人につき10万円よりの懇志を納めるものとする。
改葬の場合、1墓につき15万円よりの懇志を納めるものとする。

(儀礼)

第5条 管理者は、盆、春季・秋季彼岸の期間中に共同墓前にて勤行を行う。

(仏華・供物)

第6条 共同墓参拝の際、持参した仏華は所定の場所に供える。供物は必ず持ち帰ること。

(規約の変更)

第7条 この規約は時代環境の変化により、管理者が見直し改正できるものとする。

(その他)

第8条 この規約にない事項について問題が発生した場合は、管理者と使用者が協議の上対応することとする。

附則

本規約は2017（平成29）年9月23日より施行する。